

こんな質問をしました

1. 「困難な問題を抱える女性支援法(女性支援法)」に基づく長崎市の取組について
2. 平和・原爆行政について
 - (1) 被爆体験者問題の解決
 - (2) 原爆資料館展示更新
3. 同性カップルの住民票記載について

1 女性支援法に基づく市の取組について

池田 Q1：今年4月から「困難な問題を抱える女性支援法」が施行された。性的な被害や暴力、虐待、経済的困窮や社会的孤立など多様で複合的な困難を抱える女性を支援するために制定され、自治体には女性支援のための施策を講じる責務があると明記された。市はこの法の趣旨を生かすためにどのように取り組むのか。

市民生活部長 A1：長崎市は社協に委託した相談サポートセンターやアマランス相談で、困難や不安を抱える女性の相談を受け、関係機関への同行支援などきめ細かな支援を行っている。県が女性支援法に基づく基本計画を今年度中に策定するのでその状況を注視し、適切に対応していく。

池田 Q2：女性支援法に関する市の基本計画を作るべきだと思うが作る予定か。作るとしたらいつになるか。

市民生活部長 A2：県の計画の内容に応じて適切に対応していく。

池田 Q3：基本計画をつくるには女性支援法の趣旨に沿った体制の構築が必要だ。市はいまの相談体制で十分と考えているようだが法の趣旨からすると不十分。法は困難を抱える女性の早期発見、相談、中長期的支援を、本人の意思を尊重しながら民間と協働で行っていくとしているが、特に被害に遭いやすい若年女性を相談に繋げられていない。サポートセンターに相談した10代女性はわずか1.6%だ。若年女性の相談が少ない原因は何か。

市民生活部長 A3：様々な方法で周知は図っている。相談者にも様々な事情があるので具体的な原因については差し控える。

池田 Q4：市の相談は対面か電話かメール。若い女性の通信手段は主にSNSだ。東京の支援団体BONDプロジェクトには長崎県から1年で82件のLINE相談が入っている。困難を抱える女性の早期発見のために長崎市も相談手段にSNSを加えるべきではないか？

市民生活部長 A4：よりよい相談につながるよう検討して対応する。

池田 Q5：いまネットには「死にたい」「泊るところがない」など犯罪に巻き込まれやすい書き込みが溢れている。支援法は早期発見のためのアウトリーチや居場所支援、ネットパトロールも促しているが、行政では難しい。だからこそこのような女性支援に取り組む民間団体との協働が大切で支援法の目玉でもある。市は民間団体と協働する予定か。どんな団体があり、どんな活動をしているか把握しているか。

市民生活部長 A5 : 「DV 防止ながさき」さんはじめ様々な団体と情報共有しながら連携していきたい。

池田 Q6 : 民間団体との協働は不可欠。「DV 防止ながさき」さんの名前しか上がらなかったが、居場所支援を行う団体もある。まずは団体の洗い出しが必要だ。虐待や性暴力被害は心身の回復に時間がかかる。自立に向けた長期間の支援が必要だが、市は相談から自立まで一体化した支援体制がとれているか。

市民生活部長 A6 : 相談内容に応じて関係機関、団体とつながり、また紹介しながら問題解決に向けてよりよい方法で対応している。

池田 Q7 : その支援関係機関が集まる支援調整会議を設置するように法に書いてある。長崎市として支援調整会議を立ち上げるべきではないか。

市民生活部長 A7 : 法では県に設置義務がある。県の動向を注視して検討していく。

池田 Q8 : 市は最も身近な相談機関であり、福祉の実施主体でもあるから支援調整会議に大きく関わることになる。支援調整会議のありかたについて県と話しは進めているのか。

市民生活部長 A8 : 県とはこの法の関係だけでなく情報交換を行っている。支援調整会議も今後情報共有を図る。

池田 9 : これからのようだが支援調整会議は大切なのでしっかり話し合っほしい。

池田 Q10 : 支援資源について伺う。まず人的資源だが、市の女性相談支援員 3 名のうち 2 名は会計年度任用職員、サポートセンターの相談員 2 名のうち 1 名は非正規雇用だ。支援法には専門的知識経験を有する人材の起用に配慮せよとある。毎年契約更新で雇い止めもある待遇で継続的な支援や知識経験の蓄積ができるのか。

市民生活部長 A10 : 様々な相談にしっかり対応できるように体制を整備している。

池田 11 : 非正規職員のヤル気と正義感のみに頼った相談体制になっている。十分な相談支援体制のためにはそれに見合った待遇改善を求める。

池田 Q12 : 支援施設整備についてだが、長崎には自立支援施設と呼べる施設がない。市は未設置。県は保護更生施設を自立支援施設に改称したが内実は変わっていない。風呂もトイレも洗面所も共同でプライバシーもなく外部から隔離されスマホも使用禁止。部屋にはテレビもない。緊急の一時保護施設としてもお粗末だ。困難から逃れてほっと落ち着いて心身の健康を回復して自立を考えられるような施設になってない。だから入所率も低い。女性にお金も思いやりもかけてこなかった結果だ。白菊寮も同じだ。予期せぬ妊娠で困っている女性(特定妊婦)もいるのにいまだに受け入れられていない。看護師の常駐などお金をかければできるはずではないか。

こども部長 A12 : 白菊寮での特定妊婦の受け入れに向けて検討を進めていく。



池田 Q13：白菊寮が母子生活支援施設設置基準を下回っていることを指摘した際、民間による整備を検討していると答弁があったがその件はどうなったか。

こども部長 A13：需要を見極め適正規模を検討し民間事業者の意向確認を行い今年度中にあり方を定める。

池田 Q14：その民間施設を母子のみでなく困難な問題を抱えるすべての女性を対象とした自立支援施設にできないか。

市民生活部長 A14：県が設置している施設の入所者が少ないので現在のところ需要に対応できている。この施設で対応することとなる。

池田 15：部長はその施設を見たことがあるか。困っているけれども施設がひどいから入らないだけだ。いまの施設では困難を抱えた女性たちが支援から遠ざかる。市が整備するか県の施設を改善するよう求めるべきだ。女性を大切にしない街からは女性が出ていき少子化が進む。女性支援法に基づく市の取り組みにはまだ多くの課題があるが、より良い基本計画をつくって実効ある支援体制をつくってほしい。

池田 Q16：先日、放射線影響研究会の報告書が出た。「低線量被爆の人的影響について確固たる知見が得られなかった」という結論だった。被爆体験者に不利になるような報告書の厚労省提出は行うべきではないと思うがいかがか。

2 平和・原爆被爆行政について (1) 被爆体験者問題の解決

市長 A16：報告書の厚労省提出を懸念する声があるのは承知しているが、低線量被爆の人的影響についての論文が出始めていることを国に伝えることが被爆地域の拡大是正の突破口の一つとなると考え提出する。

池田 Q17：放射線影響研究会は市の附属機関として設置したもので厚労省に報告する義務はないはずだ。また、広島高裁判決では線量は不問とされた。線量に関係なく、黒い雨に遭った人、黒い雨地域にいた人を被爆者として認めた。その広島と同等の扱いを求めている時に線量を取り上げた報告書の提出は百害あって一利なしだ。

原対部長 A17：厚労省には中間報告もしているので会長の意向もふまえ提出したい。

池田 Q18：意味のない報告書を出すより市は厚労省に言うべきことがあるのではないか。厚労省の黒い雨に関する被爆体験記の調査で「かなりの年数が経過して自分に都合よく書き換えられている」「信用できない」と切り捨てている。市は「嘘とは失礼だ」と抗議すべきではないか。

原対部長 A18：今回の調査結果は証言を客観的事実として捉えることはできないという厳しい内容で残念な結果と言わざるを得ない。

池田 19：「残念」で済まされることではない。市は被爆体験者の願いや怒りにあまりにも鈍感だ。もっと怒るべきだ。8月9日の首相との面談も、ただ会うことが目的ではない。被爆体験者を広島と同様に救済するという回答を貰うのが目的だ。強く働きかけてほしい。

池田 Q20：被爆体験者訴訟長崎地裁判決が9月9日に下りる。今回は黒い雨訴訟と同様の訴えをしており広島高裁判決を考えると原告勝利の可能性も高い。市長は「黒い雨判決後の長崎と広島の違いに差があってはいけない」と言った。「広島と同様に扱え」という判決が出た時、市長は控訴するのか。

原対部長 A20：判決を想定しての答弁は差し控える。控訴の判断については国と県と協議して対応する。

原対部長 A21：答弁は差し控える。

池田 Q21：市長は「体験者の年齢を考えると一刻の猶予もない」と言っていたのではないかと。控訴したらさらに1、2年延びてたくさんの被爆体験者が亡くなる。それでもいいのか。

池田 Q22：私が聞きたいのは解決につながるチャンスが来た時、市長は厚労省に逆らっても被爆体験者を救済する覚悟を持っているかということだ。これが最後のチャンスかもしれない。市長は国に強く働きかけてくれるか。

市長 A22：国や県とも協議しながら対応していく。

池田 Q23：市長が、79年間放置されてきた被爆体験者の側に立つのか、厚労省の側に立つのか、長崎の被爆者が固唾を飲んで見守っていることを忘れないでほしい。

3 平和・原爆被爆行政 (2) 原爆資料館展示更新

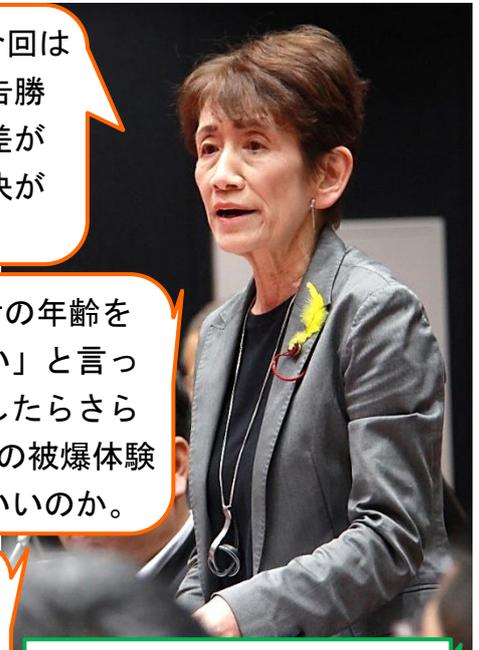
池田 Q24：市民団体が原爆資料館を訪れた外国人にアンケートをとった結果が報道された。「原爆投下に至る歴史、日中戦争や太平洋戦争」の展示を「維持すべき」と答えた人が94%、その理由として「原爆投下は侵略戦争の結果だったから」「原爆被害の強調だけでは世界の理解と共感が得られないから」と回答した。この結果を受け止めて加害展示や外国人被爆者の展示を行うべきではないか。

原対部長 A24：展示更新基本計画において、歴史をちゃんと見つめることが未来につながるという姿勢に基づいた展示とすること、戦争には被害と加害の両面があり多角的で客観的な事実に基づいた展示とすることとしている。今回のアンケート結果を含め、運営審議会を中心に丁寧な議論を重ね検討を進める。

池田 Q25：展示更新計画に書いてある基本理念は1992年の原爆資料館建替に当たって設置された国際文化会館建替検討委員会の「提言」に書かれているものと同じだが、基本理念が引き継がれているということは「提言」が継承されていると理解していいか。

原対部長 A25：「提言」にある原爆投下に至るまでの歴史的背景を展示することについても基本計画に定めている。これまでの経過や意見を含めて検討を進める。

池田 Q26：「提言」には原爆が投下されるまでの経過や外国人被爆者コーナーを設置せよと書いてある。また建替時の伊藤市長は南京大虐殺はじめ加害展示が糾弾された議会でこの「『提言』を踏まえて日中戦争と太平洋戦争のコーナーを設置した」「自らの反省なくしては核兵器廃絶の訴えは世界に届かない」と答弁し、現在の展示につながっている。基本理念だけでなく「提言」を継承すべきだ。提言に基づいて作られた展示構想、加害の歴史の展示は歴史修正主義の介入でねじまげられたり修正されたりすべきではない。



3. 同性カップルの住民票記載



池田 Q27：大村市がパートナーシップ宣誓制度を利用している同性カップルの希望に応じて。住民票の「続柄欄」に異性間の事実婚の場合と同様に「夫（未届）」と記載した住民票を交付し、大きく報道された。大村市長は「自治体の裁量の中でできる限りの対応を行った。いい対応だった。」と述べた。長崎市も同様の対応を行うべきではないか。

市民生活部長 A27：住民票の記載については総務省から「技術的助言」として示されている「住民基本台帳事務処理要領」に則って、同性パートナーについては「同居人」と記載している。大村市の事例は現在総務相で調査検討が行われているので、その動向や他都市の状況を把握して適切に判断する。

池田 Q28：大村市も同じ「事務処理要領」に則って今回のような記載になった。同性カップルの続柄の記載には「縁故者」と記載するところや大村市に続こうとするところもあり、自治体ごとに判断している。法的に問題ないということではないか。

市民生活部長 A28：パートナーシップを導入している自治体の7割は「同居人」という記載を使っている。総務省や他の自治体の動向を注視する。

池田 Q29：「事務処理要領」は「技術的助言」として標準的なものが示されているもので、一律の規制ではないはずだ。総務省は自治事務に関しては、指示できないはずだ。自治権の侵害になるのではないか。

市民生活部長 A29：「技術的助言」の考え方に則って適切に対応していく。

池田 Q30：7割の自治体が「同居人」と記載していると言うが、数の問題じゃない。できるかできないか、やるかやらないかの話だ。別の記載ができていない自治体があるのだから、法的に問題がないのは明らか。長崎市も市民に寄り添って対応すべきではないか。

市民生活部長 A30：大村市の事例を受けて前向きに検討する都市もあるが、自治体ごとに記載が異なることで混乱が生じることもあるので総務相の動向を注視する。

池田 31：同性カップルの権利はまだまだ保障されていない。異性同士の事実婚並みのレベルにも達していない状況だ。これを改善していこうとするときに、公的な証明書というのは非常に大事になってくる。何より、同性カップルが「大村市に引っ越してきて良かった」と喜んでいる。市民からも「大村市民であることが誇らしい」「よくやってくれた」という声が寄せられている。市民に寄り添う、市民が喜ぶ行政サービスを長崎市もしてほしい。



いよいよ夏本番です。

今年も厳しい暑さが続きそうです。ご自愛ください。